

津市有害鳥獣捕獲報償金交付要綱

平成25年3月29日訓第27号

改正 平成26年3月31日訓第13号
平成27年5月28日訓第59号
平成29年3月30日訓第28号
令和元年7月31日訓第3号
令和4年3月31日訓第37号
令和6年3月29日訓第45号
令和8年3月30日訓第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農作物及び林業生産物並びに生活環境の被害の拡大を防ぎ、農林業の発展及び地域住民の生活環境の改善に寄与するため、有害鳥獣を捕獲した者に対し、予算の定める範囲内において有害鳥獣捕獲報償金（以下「報償金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「有害鳥獣」とは、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、ヌートリア、アライグマ及びハクビシン及びカラスをいう。

(交付の対象)

第3条 報償金は、本市の区域内に住所を有し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項に規定する鳥獣の捕獲等の許可を受けた者又はその者によって構成される団体（以下「団体等」という。）に対し交付するものとする。

(報償金の額)

第4条 報償金の額は、次の表のとおりとする。

区分	報償金の額
イノシシ（成獣）	1頭当たり10,000円
イノシシ（幼獣）	1頭当たり3,000円

ニホンジカ（成獣）	1頭当たり10,000円
ニホンジカ（幼獣）	1頭当たり3,000円
ニホンザル（三重県又は本市が資機材を提供した大型捕獲檻を用い、遠隔操作によって捕獲されたものを除く。）	1頭当たり25,000円
ニホンザル（三重県又は本市が資機材を提供した大型捕獲檻を用い、遠隔操作によって捕獲されたものに限る。）	1頭当たり15,000円
ノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、ヌートリア、アライグマ及びハクビシン	1頭当たり2,000円
カラス	1羽当たり500円

（実績の報告）

第5条 報償金の交付を受けようとする団体等は、有害鳥獣捕獲実績報告書（別記様式）に捕獲した個体が確認できる写真を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認の上、報償金を交付すべきものと認めるときは、報償金の交付を決定するものとする。

（報償金の交付条件）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、報償金を交付しない。

- (1) 捕獲した個体が病死その他の原因によるへい死であると認められるもの
- (2) 本市の区域外において捕獲したもの
- (3) 関係法令、捕獲許可の条件等に違反した捕獲方法で捕獲したもの
- (4) 捕獲した個体が確認できないもの

（報償金の返還）

第8条 市長は、報償金の交付を受けた団体等が、当該報償金の交付について偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、既に交付した報償金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓第13号）

- 1 この訓は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市有害鳥獣捕獲報償金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後に捕獲した有害鳥獣に係る報償金について適用し、同日前に捕獲した有害鳥獣に係る報償金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年5月28日訓第59号）

この訓は、平成27年5月29日から施行する。

附 則（平成29年3月30日訓第28号）

- 1 この訓は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市有害鳥獣捕獲報償金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後に捕獲した有害鳥獣に係る報償金について適用し、同日前に捕獲した有害鳥獣に係る報償金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月31日訓第3号）

- 1 この訓は、令和元年8月1日から施行する。
- 2 改正後の津市有害鳥獣捕獲報償金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後に捕獲した有害鳥獣に係る報償金について適用し、同日前に捕獲した有害鳥獣に係る報償金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日訓第37号）

- 1 この訓は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、この訓の施行の日以後に捕獲した有害鳥獣に係る報償金について適用し、同日前に捕獲した有害鳥獣に係る報償金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日訓第45号）

- 1 この訓は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市有害鳥獣捕獲報償金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後に捕獲した有害鳥獣に係る報償金について適用し、同日前に捕獲した有害鳥獣に係る報償金については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月30日訓第16号）

- 1 この訓は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の津市有害鳥獣捕獲報償金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後に捕獲した有害鳥獣に係る報償金について適用し、同日前に捕獲した有害鳥獣に係る報償金については、なお従前の例による。

別記様式（第5条関係）

有害鳥獣捕獲実績報告書

年 月 日

（宛先）津市長

団体名

（〒 ）

住所

代表者 氏名

㊟

電話

捕獲者

次のとおり有害鳥獣捕獲に係る実績を報告します。

捕獲日時	捕獲鳥獣（鳥獣種類及び雌雄の別を記入）	捕獲頭（羽）数	捕獲場所	メッシュ番号	捕獲方法（該当するものに○）	備考
					銃器 箱わな くくりわな	

※ 代表者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

担当職員記入欄 年 月 日、上記内容に誤りが無いことを確認しました。

課（総合支所）

職名

担当者

㊟